

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

- 廃物と認定することが困難な放置自転車の処分

### 【告示】

地域福祉課

- 都市計画の変更

### 【公告】

都市計画課

- 公共測量の実施

監理課

- 公共測量の終了

”

- 都市計画事業の施行に関する周知のための措置

都市計画課

- 都市計画事業の事業計画の変更に関する周知のための措置

”

### 【労働委員会】

- 岡山県労働委員会あつせん員候補者

労働委員会

## 目次

担当課（室）

◎岡山県告示第七十七号

岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十四号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定により、廃物と認定することが困難な放置自転車の処分について次のとおり告示する。

令和八年二月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 放置自転車の車輪の大きさ及びフレームの色、数量並びに自転車防犯登録番号標等

車輪の大きさ及びフレームの色	数量	自転車防犯登録番号標等
二六インチ 銀	一台	岡山西丁九一一六一
二四インチ 黒	一台	岡山西C〇七六九〇

二 条例第十六条第二項の規定による公示を行った日

令和七年十二月二十三日

三 放置されている場所

岡山市北区出石町一丁目一番一〇一（旧総合福祉会館駐輪場）

四 この告示の日の翌日から起算して六月を経過した場合は、一の放置自転車を処分する。

五 担当部課名及び連絡先

岡山県子ども・福祉部地域福祉課地域福祉班

岡山市北区内山下二丁目四番六号

電話番号 〇八六一二二六一七三一七

◎岡山県告示第七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により津山広域都市計画道路を変更したので、当該都市計画の変更の図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和八年二月二十四日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

津山広域都市計画道路

二 都市計画を変更する土地の区域

津山市河辺から津山市高野山西までの一部区域

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課、津山市都市建設部都市計画課

〔七四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和八年二月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市玉島勇崎地 内	測量区域
公共測量（基準点測量等）	測量の種類
令和八年一月二十二日から 同年三月三十一日まで	測量期間

〔七五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和八年二月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

内 新見市大佐布瀬地	測 量 区 域
点測量) 公共測量（基準点測量及び水準	測 量 の 種 類
令和八年一月二十九日	終 了 年 月 日

〔七六〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、国土交通大臣から次のとおり都市計画法事業の認可があつた。

令和八年二月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画事業の種類及び名称

岡山県南広域都市計画道路事業三・五・七十三 駅前バイパス線

二 施行者の名称

岡山県

三 事務所の所在地

倉敷市羽島一〇八三（岡山県備中県民局内）

四 事業地の所在

都窪郡早島町前潟字九ノ割、字八ノ割、字七ノ割、字六ノ割、字五ノ割、字四ノ割、字三ノ割、字二ノ割及び字舟本地内

〔七七〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、国土交通大臣から次のとおり都市計画法事業の事業計画の変更の認可があった。

令和八年二月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画事業の種類及び名称

岡山県南広域都市計画道路事業三・三・二十五早島大砂線及び三・二・早二百一バ  
イパス線

二 施行者の名称

岡山県

三 事務所の所在地

倉敷市羽島一〇八三（岡山県備中県民局内）

四 事業地の所在

変更なし

◎岡山県労働委員会告示第一号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第十条の規定により委嘱した岡山県労働委員会あつせん員候補者は、次のとおりである。

令和八年二月二十四日

岡山県労働委員会

会長 西田和弘

岡山県労働委員会あつせん員候補者名簿

(令和8年2月12日現在)

区分	氏名	現職等	委嘱の日付	
				労働委員会
労働委員会	公益委員	西田和弘	岡山大学大学院法務研究科教授	令和6年11月28日
		濱田陽子	岡山大学法学部教授	〃
		岡部宗茂	弁護士	〃
		大河健二	特定社会保険労務士	〃
		安田祐介	弁護士	〃
		檜本博美	元岡山県教職員組合特別執行委員	〃
	労働者委員	林康宏	運輸労連岡山県連合会執行委員長	〃
		難波浩一	倉敷化工労働組合顧問	〃
		古角美姫	全日通労働組合岡山県支部組織文化部長	〃
		藤井秀俊	連合岡山事務局長	令和8年2月12日
		梶原康彦	梶原乳業株式会社代表取締役社長	令和6年11月28日
		横山圭介	横山石油株式会社代表取締役社長	〃
使用者委員	石田敦志	株式会社イシダ代表取締役	〃	
	西谷治朗	岡山県経営者協会専務理事	〃	
	三宅崇文	おかやま信用金庫専務理事	〃	
	那須健介	岡山県労働委員会事務局長	令和7年4月10日	
	藤井俊博	岡山県労働委員会事務局次長	〃	
事務局職員	近藤仁志	岡山県労働委員会事務局総括参事	令和6年4月11日	